

◎内容を十分にお読みください！

LPガス販売に関する重要なお知らせ

(液化石油ガス法第14条に基づく書面の交付)

この書面は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」といいます。）第14条並びに特定商取引に関する法律、第4条及び第5条に規定する事項をお知らせいたしますので、十分に熟読の上、大切に保管をお願いいたします。

「第3版」

改定2020年10月

1. 液化石油ガスの種類

お届けする液化石油ガス（以下「L P ガス」という。）の種類は、い号 液化石油ガスです。

2. L P ガスのお引渡し・供給の方法

L P ガスを充てんした容器を、ガス切れが生じないよう計画的・定期的に容器配達・交換して供給設備等に接続し供給します。バルク供給の場合は、お客様のガス使用量に応じてバルク貯槽にL P ガスを充填します。

3. 供給設備及び消費設備の管理の方法

(1) お客様の保安責任

お客様は、ガスマータ出口から燃焼機器等までの消費設備について、善良な管理者の注意をもって、日頃の安全維持管理をお願いいたします。具体的には、お客様がL P ガスをご使用になる場合は、本書面と別にお渡しする「周知文書」に記載されている保安に関する注意事項を遵守されるようにお願いいたします。この周知文書に記載した注意事項に違反して生じた事故・災害の責任は原則として、お客様に帰することとなりますのでご注意をお願いいたします。

(2) 当社の保安責任

容器からガスマータ出口までの供給設備は、当社または当社の委託した保安機関が定期的に点検を行い、その維持管理について責任を負います。

(3) その他のお願い

お客様の敷地内にある供給設備について、当社または当社の委託した保安機関以外の者によって、みだりに変更等を加えないようにご注意をお願いいたします。もし、このような第三者による供給設備の変更・損壊・移動等が発生した場合は、当社まで速やかにご連絡くださるようお願いいたします。

4. L P ガス設備の点検・調査等の保安業務の実施者とその責任

(1) 保安業務の実施者

L P ガス設備の点検・調査のうち、液化石油ガス法に基づくガスマータの出口までの供給設備の点検は、当社で全て実施するか、または当社が委託した別紙 表1に記載している保安機関が実施します。また、ガスマータ出口から燃焼機器までの調査についても当社が全て実施するか、または当社が委託した別紙 表1に記載している保安機関が実施します。

(2) 保安業務の実施に関する責任等

前記（1）の保安業務の実施に関しては、当社または保安機関が責任をもって実施いたします。なお、L P ガス事故等が発生した場合において、個別調査の結果、当社に起因する事故等と判明した場合は、当該事故等は責任をもって対応いたします。

○L P ガス供給設備点検等に関する保安業務を実施するのに際して、お客様とご都合が合わない場合は、当社所有の設備になりますので点検の方法については別途ご相談させていただき、実施いたします。

○ L P ガス消費設備調査等に関する保安業務を実施するのに際して、3回訪問してもお客様が不在の場合は不在連絡票を発行いたしますので、調査希望日の連絡をお願いいたします。その日時に訪問してもご不在の場合やご連絡がない時は、お客様の L P ガス設備の技術基準等の適合について確認が取れませんので、お客様自身が責任をもって管理・使用されますようお願いいたします。

○点検調査結果は文書をもってお知らせいたします。その結果が液化石油ガス法の技術上の基準に適合していない場合は、改善が必要ですので速やかな改善をお願いいたします。改善しない場合は、災害発生のおそれがありますので、L P ガスの供給を停止する場合があります。ご理解ご協力ををお願いいたします。

○保安業務の点検調査を拒否したり、お客様が改善を講じなかったために起こった災害等による損害、または L P ガス供給停止による損害は、お客様の責任となりますので、ご理解ご協力のほどをよろしくお願ひいたします。

5. 供給設備及び消費設備の所有関係と L P ガス販売契約解除時の取扱い

(1) 供給設備及び消費設備の所有関係

お客様の敷地内に設置している L P ガス設備のうち、容器からメータ出口までの供給設備は、別紙 表 2 のとおりで、「○印」を付しているものは当社が所有しているものです。また、消費設備で「○印」の付いているものは、当社がお客様に貸与しているものです。
なお、貸与設備の利用料については、別紙 表 2 に記載するとおりとなっています。

(2) 設備の転貸・売却の禁止

当社所有の設備を利用して、他の L P ガス販売事業者から L P ガスの供給を受けることはできません。また、その設備をお客様が転貸・売却することもできませんのでご注意ください。

(3) L P ガス販売契約消滅後の供給設備の取扱い

お客様から当社に L P ガス販売契約の解約の申し出があった場合は、当社は原則として 1 週間以内に供給設備を引取ることといたします。

なお、当社以外の者が、供給設備、配管等を無断で取外さないようにご注意ください。取外しの必要がある場合は、事前に必ず当社にご連絡をお願いいたします。

ただし、次の場合は、供給設備をお客様の敷地内等に引き続き置かせていただくことがありますので、ご了承ください。

- ① お客様に設置されている供給設備が、他のお客様へも L P ガスの供給をしている場合（複数のご家庭に供給している場合・集合住宅等）
- ② 当該設備が業務用等の大規模設備であって、撤去に費用、日数を要する場合
- ③ 撤去が著しく困難な場合や正当・合理的な理由がある場合（たとえば、ガス代金等が未納であり、まだ清算がなされていない場合等）
- ④ 当該設備を引き続き設置することにお客様が同意した場合

- (4) お客様が設備の買取りを希望される場合は、「時価相当額」で買取っていただきます。
「定額法による時価相当額」の計算方法は、以下のとおりとなります。

$$\text{時価相当額} = A - (A \times \text{償却率} \times \text{経過月数} \div 12)$$

注1 ; Aとは機器の設置当初の費用である。

注2 ; 上記の計算方法は定額法であり、償却率は機器の耐用年数により異なります。

注3 ; 定率法やその他の方式により、時価相当額を明示する場合は、別途お知らせいたします。

6. 供給設備及び消費設備についての費用負担等

消費設備の設置・変更・修繕・撤去等に要する費用は、お客様に負担していただきます。
また、お客様のご事情により、当社の所有の供給設備の変更・修繕・撤去等に要する費用については、原則としてお客様のご負担をお願いいたします。
なお、消費設備の中で当社所有の貸付に関することについては、別によることとします。

7. LPガス計量の方法、料金とその支払い方法

(1) メータ検針による料金計算による請求

計量法に基づき、ガスマータに表示されたガス通過量を定期的・毎月に検針し、ガス使用量とそれに応じた別途交付する「LPガス料金表」に基づき計算された料金を請求いたします。

※LPガス料金表は、二次元コードより確認することができます。 →



毎月ごとに所定の方法（口座自動振替、クレジットカード）によって、当社が収納代行業務を委託している生協にお支払いいただきます。利用料金等の支払方法等については、生協の作成する「組合員の商品代金等支払いに関する約款」によります。

なお使用期間が1月（ひとつき）に満たない場合は、基本料金を日割りにて計算いたします。

※約款は、二次元コードより確認することができます。 →



お支払期日は、20日締め（※集中監視（NCU）未設置の場合は毎月10日締め）の翌々月6日の引き落としをさせていただきます。ただし、検針状況によって締日が前後することがあります。（当月金融機関の休業に当たる場合は、その翌営業日に引き落としを実施します）
※クレジットカード支払いについては、クレジットカード会社の約款にしたがってください。

また、仕入価格等の変動や社会情勢、経済情勢等により、料金を改定する場合は、その都度理由を付して変更される「LPガス料金表」を改めて事前に交付いたしますので、よろしくお願いいたします。

(2) LPガス料金の計算方法

LPガス料金は、LPガスの使用量に関係なく一律に徴収する基本料金（容器、ガスマータ、調整器、供給設備の維持管理費用等）と、LPガスの使用量に応じて請求する従量料金（LPガスの仕入原価、販売経費等）または貸与設備がある場合はその利用料により算出された料金のことであり、それらを合算して請求（消費税込）するものです。

※料金については、別途交付するLPガス料金表、またはホームページにてご確認ください。

8. 防災等についてお願ひ

(1) 火災が発生した場合

火災が発生した場合は、直ちに容器バルブを閉めて、消防署員等の関係者に容器の位置をお知らせし、当社にもご連絡をお願いいたします。また、お客様の近隣で火災が発生した場合も同様の対応をお願いいたします。

(2) 地震が発生した場合

地震が発生した場合は、まずは身の安全を確保し、あわてずに使用中の火を消し、容器バルブを閉めるようお願いいたします。なお、大きな地震が発生した場合は、ガス配管やガス機器からガス漏れのおそれがありますので、当社または当社の委託した保安機関の点検を受けてからご使用をお願いいたします。

また、大きな地震が発生した場合は、ガスマータが地震を感じガスを自動的にストップすることがあります。この場合は、ガスマータの復帰ボタンを押してください。ガスマータが自動的にガス漏れ等の検査を行います。異常がない場合は、ガスマータ液晶部のガス止めの表示が消え、ガスを使用できるようになります。しかし、復帰ボタンを押してもガス止めの表示が消えず、ガスが使えない場合は、ガス漏れ等の異常がありますので、当社または当社の委託した保安機関の点検を受けてからご使用をお願いいたします。

(3) 水害のおそれがある場合

水害が発生、または発生のおそれがある場合は、容器等が流れないようしっかりと固定されているかの確認をお願いいたします。また、流されるおそれがある場合は、当社にご連絡をお願いいたします。

なお、水害によって、容器、調整器、メータ、配管等が冠水した場合は、当社または当社の委託した保安機関の点検を受けてからご使用をお願いいたします。

(4) お客様がご使用になる燃焼器

お客様が新たに L P ガス燃焼器を購入して設置される場合は、安全管理の観点から当社に必ずご連絡をお願いいたします。

9. 緊急時の連絡のお願い

当社または当社が委託した保安機関は、24時間緊急体制をとっていますので、ガス漏れやそのおそれがある場合、災害の発生やそのおそれがある場合等には、直ちに別紙 表1の⑥緊急時対応、⑦緊急時連絡の当該事業者先にご連絡をお願いいたします。

緊急連絡先 0120-810-915

10. 個人情報取り扱いについて

L P ガス供給の申し込みの受付、工事、保安点検の際、ガス機器販売等の機会等の際、お客様の個人情報（氏名、住所、電話番号、振替口座番号、ガス機器種類等）のご提供を受けますが、これらの個人情報は次の目的に利用させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

- ① L P ガスの供給（配送・検針、集金等）を行うために利用
- ② L P ガスの設備工事を行うために利用

- ③ 液化石油ガス法に基づく、次の L P ガスの保安に関する業務を行うために利用
- ・供給開始時点検・調査（L P ガスの供給を開始するときに設備の点検や調査を行う。）
 - ・容器交換時等供給設備点検（容器、調整器、バルブ、供給管等の外観点検を行う。）
 - ・定期供給設備点検・定期消費設備調査（L P ガス設備のガス漏れ試験、ガス器具や給排気設備の調査等を行う。）
 - ・周知（L P ガスの使用上の注意等を記載したパンフレットを定期的に配布する。）
 - ・緊急時対応（お客様からの災害発生等の連絡に対して迅速な措置を行う。なお、必要に応じて実際にお伺いし対応。）
 - ・緊急時連絡（お客様からの災害発生等の連絡について、他の保安の専門機関に依頼する。）
- ④ 当社または当社が委託した保安機関の自主的な保安に関する業務の実施
- ⑤ ガス機器、警報器等の販売、設置、修理・点検、アフターサービス
- ⑥ 上記に関するサービス・製品等のお知らせ・案内、調査・データ分析その他、上記に付随する業務の実施
- ⑦ また、業務を円滑に遂行するため、L P ガス容器の配送会社、L P ガス設備の保安点検会社、L P ガス工事会社、口座振替先の金融機関、検針センター、情報処理会社等に業務の一部を委託することがあります。
- このため必要な範囲で委託先へ個人情報を提供する場合があります。その際に当社は委託先との間で個人情報の取扱いに関する適切な監督を行います。
- ※ 当社が所有している情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止等のご希望がある場合は、当社までお知らせください。
- 法令に基づき行政機関等から問い合わせを受けた場合には、上記目的に限らず、お客様の個人情報を回答する場合があります。

11. L P ガスの使用に際してのお問い合わせ先について

L P ガスのご使用に際して、ご不明な点やご質問、ガス料金の照会等ございましたら下記までご連絡くださいますようお願ひいたします。

株式会社コンシェルジュ コープL P ガス 0120-810-093

12. その他

cope LP gas 約款は、下記の
二次元コードよりご覧いただけます。



cope のポイントサービス約款は、
下記の二次元コードよりご覧いただけます。



(注) クーリング・オフ制度のお知らせについて

以下の「クリーニング・オフのお知らせ」の規程対象のお客様は、LPガス販売にあたって、「特定商取引法の訪問販売等に当たる場合のみ」適用させていただいておりますので、ご了承をお願いいたします。

クーリング・オフのお知らせ

1. お客様が、訪問販売及び電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日から 8 日を経過するまでは、書面（下図参照）により、無条件で申し込みの撤回を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力は、書面を発信したとき（郵便消印日付等）から発生します。ただし、現金取引（契約したその場で商品の引き渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと）で、その代金が 3,000 円未満のときは、クーリング・オフはできません。
 2. この場合お客様は、
 - ① 損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。
 - ② すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。
 - ③ すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
 - ④ 商品を使用若しくは消費し、または権限を行使して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。また、役務の提供を受けた、または施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。
 - ⑤ 役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態にもどすよう請求できます。
 3. 上記クーリング・オフの行使を防げるために事業者が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、または威迫したことにより、困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について、説明を受けた日から 8 日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフすることができます。

4. クーリング・オフの行使の方法

下図のように「ハガキ」等に必要事項をご記入の上、販売店宛てに郵送してください。

郵便はがき		契約日 ○ ○ 年 ○ 月 ○ 日	
切手		右記日付の契約は解除します。	
ご契約者名	ご住所	住所	<input type="radio"/> 販売店名 <input type="radio"/> 販売住所 <input type="radio"/> 電話番号 <input type="radio"/> 商品名・役務の種類
		<input type="radio"/> ○ ○ ○ ○ ○ <input type="radio"/> ○ ○ 販売株式会社 <input type="radio"/> ○ ○ 様御中	
電話番号			

- ① 先の参考例は「ハガキ」によるものですが、簡易書留が確実です。また、内容証明郵便、特定記録郵便、書留等も確実です。
 - ② ほかに記入するものは、
 - ・商品等の金額
 - ・支払った金額（○○○円）を至急ご返送ください
 - ・振込先
 - ・既に受け取っている商品を早急に引取ってもらうこと等を記入します。

表1 保安業務及び保安業務実施者

(お客様控え)

保安業務の区分	実施者区分	保安機関の名称及び事業所名	保安機関の事業所の所在地	電話番号
①供給開始時点検・調査		株式会社コンシェルジュ コープL Pガス	大阪府和泉市テクノステージ2丁目1番10号	0120-810-093
		株式会社エネアーク関西 大阪北支店	大阪府大東市三箇2-2-14	072-870-7006
		株式会社エネアーク関西 大阪南支店	大阪府岸和田市大工町16-3	072-870-7006
②容器交換時等供給設備点検		株式会社コンシェルジュ コープL Pガス	大阪府和泉市テクノステージ2丁目1番10号	0120-810-093
		株式会社エネアーク関西 大阪北支店	大阪府大東市三箇2-2-14	072-870-7006
		株式会社エネアーク関西 大阪南支店	大阪府岸和田市大工町16-3	072-870-7006
		株式会社エネアーク関西 和歌山支店	和歌山県和歌山市小倉411-10	072-870-7006
		谷口商事株式会社	大阪府羽曳野市はびきの5丁目22番5号	072-952-8200
③定期供給設備点検		株式会社コンシェルジュ コープL Pガス	大阪府和泉市テクノステージ2丁目1番10号	0120-810-093
		株式会社エネアーク関西 大阪北支店	大阪府大東市三箇2-2-14	072-870-7006
		株式会社エネアーク関西 大阪南支店	大阪府岸和田市大工町16-3	072-870-7006
④定期消費設備調査		株式会社コンシェルジュ コープL Pガス	大阪府和泉市テクノステージ2丁目1番10号	0120-810-093
		株式会社エネアーク関西 大阪北支店	大阪府大東市三箇2-2-14	072-870-7006
		株式会社エネアーク関西 大阪南支店	大阪府岸和田市大工町16-3	072-870-7006
⑤周知		株式会社コンシェルジュ コープL Pガス	大阪府和泉市テクノステージ2丁目1番10号	0120-810-093
		株式会社エネアーク関西 大阪北支店	大阪府大東市三箇2-2-14	072-870-7006
		株式会社エネアーク関西 大阪南支店	大阪府岸和田市大工町16-3	072-870-7006
⑥緊急時対応		株式会社コンシェルジュ コープL Pガス	大阪府和泉市テクノステージ2丁目1番10号	0120-810-915
		株式会社エネアーク関西 大阪北支店	大阪府大東市三箇2-2-14	072-870-7006
		株式会社エネアーク関西 大阪南支店	大阪府岸和田市大工町16-3	072-870-7006
		株式会社エネアーク関西 和歌山支店	和歌山県和歌山市小倉411-10	072-870-7006
⑦緊急時連絡		株式会社コンシェルジュ コープL Pガス	大阪府和泉市テクノステージ2丁目1番10号	0120-810-915
		株式会社エネアーク関西 緊急指令センター	京都府宇治市横島中川原127	072-870-7006

表2 当社所有の設備

設備区分	該当項目に チェック	設 備 の 内 容	数量	設置年月日	設置時費用 「税込」	該当項目にチェック		備 考
						買取	新設	
供給設備		ガスメータ	1	年 月 日	17,600円			
		調整器(高圧ホース含む)	1	年 月 日	7,150円			
		供給配管	一式	年 月 日	5,500円			
		集中監視(NCU親機)	1	年 月 日	14,520円			
		集中監視(NCU子機)	1	年 月 日	12,045円			
		集中監視(NCU)	1	年 月 日	円			
		容器	2	年 月 日	26,400円			
		ポンベマット	2	年 月 日	1,980円			
		障壁		年 月 日	円			
				年 月 日	円			
消費設備		警報器(リース)	1	年 月 日	2,640円			リース代 100円/月
		消費配管		年 月 日	円			
				年 月 日	円			
				年 月 日	円			

※ 供給解除に伴う設備の撤去について

当社所有の設備は、原則として当社が撤去いたしますが、撤去に係る費用については協議のうえご負担いただきます。
また、当社の所有する消費設備については、耐久年数等を考慮した「時価相当額」で買い取っていただきます。

L Pガス販売の契約日 年 月 日 L Pガス供給の開始日 年 月 日

住 所 大阪府和泉市テクノステージ2丁目1番10号 電話番号 0120-810-093

L Pガス販売事業者 株式会社 コンシェルジュ コープL Pガス

受付担当氏名 _____

年 月 日

本文書「L Pガスの販売に関する重要なお知らせ(書面の交付)」を受領いたしました。

住 所 _____ 電話番号 _____

お客様氏名 _____ (印)